

キャッシュレス・消費者還元事業(ポイント還元事業)留意事項

国において受付をしているポイント還元事業の加盟店登録につきまして、大分県では4,333店舗が申請済であり、1,270店舗が事務局の審査を通過したことが公表されています(8月21日現在)。

一方、登録に際しての誤認が散見されており、下記事項につきましてご注意ください。

記

- ① 決済事業者経由で本事業への加盟店登録をしなければ、ポイント還元の対象店舗とされない。
- ② 既にキャッシュレス決済を導入している方も、改めて決済事業者経由で本事業への加盟店登録をしなければ、ポイント還元の対象店舗とされない。
- ③ 加盟店登録の手続きには、加盟店IDの発行が必要となるが、HPからの加盟店ID発行だけでは、本事業の加盟店登録にはならない。
- ④ 複数のクレジットカード会社と加盟店契約している場合、原則、全てのクレジットカード会社に連絡し加盟店登録を行わないと、対象となるクレジットカードで、消費者還元ができない場合がある。

* まずは、ご契約の決済事業者へご連絡ください、全てのクレジットカードで加盟店登録を行っていない場合、すぐにクレジットカード会社に連絡し加盟店登録依頼を行ってください！

クレジットカード会社の連絡先はこちらから調べることができます

[Settlement Company typeB.](#)

自分のお店が加盟店登録されているかはこちらか確認ください

https://cashless.go.jp/assets/doc/kameiten_touroku_list.pdf